

第5章 景観まちづくりの推進



▲花壇（七城）



▲地域の清掃活動（菊池）

5-1 市民が主役となり進める景観まちづくり

景観まちづくりは、多様な主体が関わることにより進められるものです。とくに、市民や民間事業者の景観への配慮意識や景観を良くする行動が重要であることから、関心や意識を高めることから始め、実際の行動を誘発し、その活動の輪を広げていくなど、広範な取り組みを推進します。

5-1-1 景観まちづくりの主体

1. 景観まちづくりに関わる主体と役割

○景観は、道路や河川などの公共空間と住宅などの民有空間が一体となってつくり出されるものであるため、市民、事業者、行政それぞれが責任と役割を果たしながら、協働して景観形成を進めていくことが重要です。

1) 市民の役割

○市民は、自らが良好な景観の形成を担う主体であることを認識し、良好な景観の形成に寄与するよう積極的に協力しあうとともに、市が実施する施策に協力することとします。

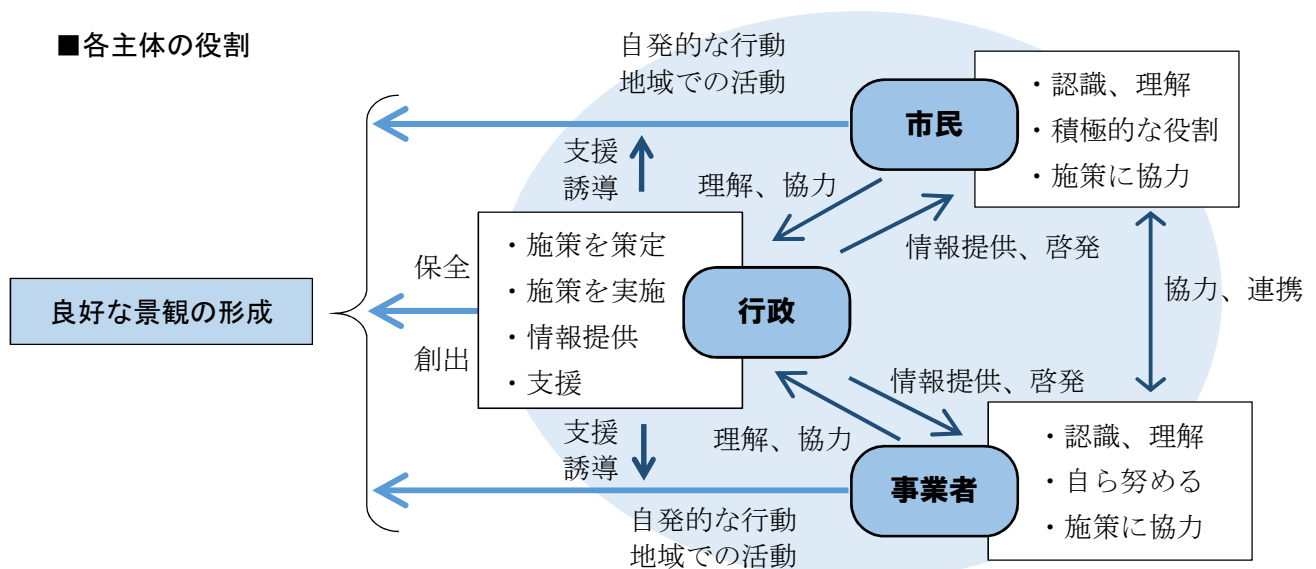
2) 事業者の役割

○事業者は、土地の利用などの事業活動が景観形成に影響を与えるものであることを認識し、事業活動を通じて、地域における良好な景観の形成を推進するよう努めるとともに、市が実施する施策や市民活動に積極的に協力することとします。

3) 行政の役割

○市は、景観形成に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施します。とくに、景観形成に関する啓発、知識の普及および意識の高揚を図り、市民や事業者の意見が反映されるよう努めます。また、公共事業や公共施設整備を実施するにあたり、景観形成について先導的役割を果たします。

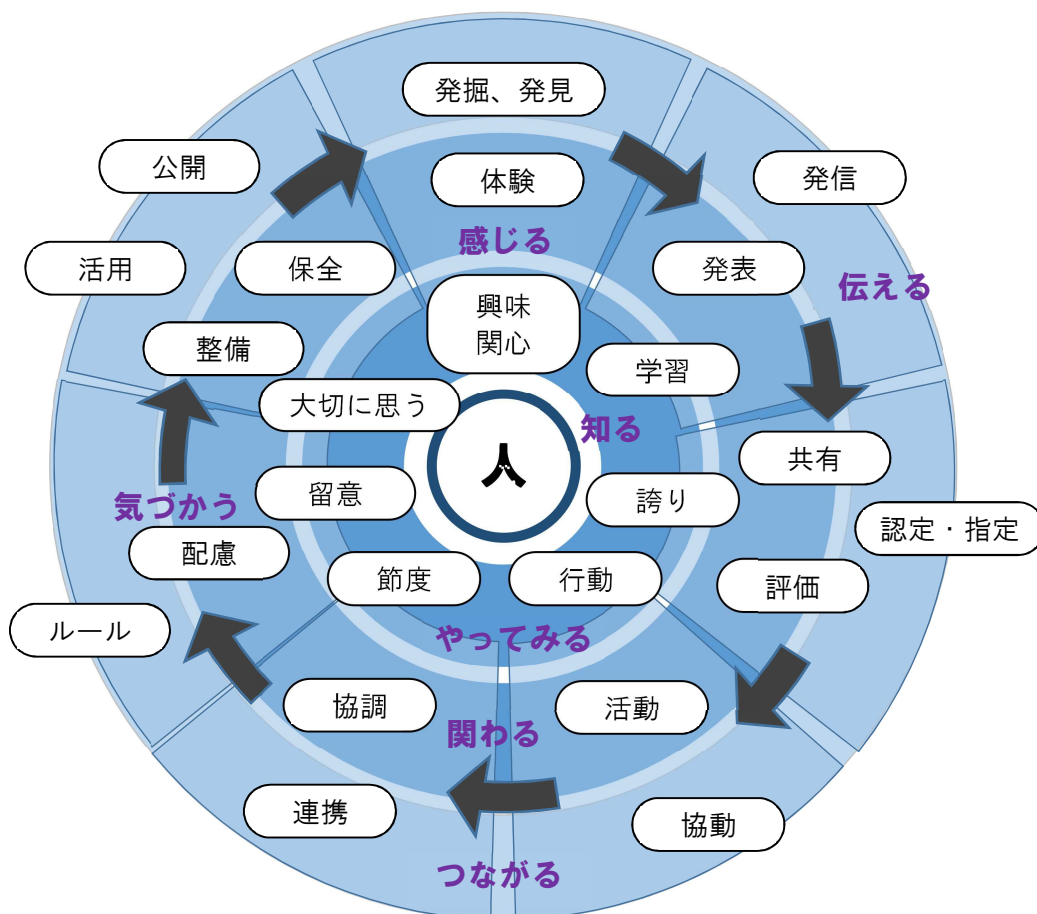
■各主体の役割



5-1-2 景観まちづくりの意識醸成と行動の促進

1. 景観まちづくりの取り組みステップ

- 将来像実現に向けた「戦略4」に示した「協働による景観まちづくり」を推進していくために、先ずは、多くの市民が景観に関心を持ち、景観への配慮意識を高め、実際に身の周りの景観改善に取り組んでいくようにするなど、意識形成や自発的行動を促していくことが重要です。
- このため、市民が景観の現状を「感じ」、景観の価値などについて「知る」ことができるよう景観を体験する機会や「学び」の場を設ける、身近な景観に「気づかう」意識を持つよう啓発や情報提供を行う、景観を守り育てる活動へ参加・協力し「やってみる」よう誘導・促進するなど、市民の意識や行動の段階に応じて、効果的な取り組みを行っていくことが必要です。
- 市民の中には、すでに景観やまちづくりに関心が高く、行動している人も多くいます。このような市民と協力しながら、まちづくりの観点から景観の良さや大切さを「伝え」、菊池の景観のファンを増やし、地域の景観を守り・育てる活動への「関わり」を広め、さらに多様な主体や他分野、他の地域などと「つながっていく」取り組みを進めていくこととします。
- このような、市民一人ひとりに持ってほしい景観まちづくりへの意識や行動として取り組む事項を、個人レベル（下図の内側）、地域などでの活動レベル、周りや対外的につなげていく協働レベル（図の外側）に分けた「景観まちづくりの取り組みステップ」を示します。



■景観まちづくりの取り組みステップ
【内側：人の意識・態度→ 外側：対外・協働】

2. 取り組みの内容

○それぞれのステップにおける取り組みの内容として、次表に示すようなものが考えられ、必要なこと、できることから取り組んでいきます。

1) 感じる

- 景観を実感し、発掘・発見を進めるため、「まち歩き」や「ウォッチング」などの景観を体験する機会を設けます。まずは、身近な景観の良さを知ってもらうことが重要です。
- 公共空間などで良い景観をつくり出すとともに、眺望場所を整備し、多くの人に良好な景観を身近に感じてもらうようにしていきます。

2) 知る（学ぶ）

- 景観の貴重さや成り立ちを多くの人に知ってもらうよう、地域の自然や歴史などに関する各種の学習機会の充実を図ります。とくに子どもたちの景観への関心を育むようにします。
- また、広報誌やシンポジウムなどを通じ、景観まちづくりとして市民が取り組めることについて、紹介していきます。
- 市民の自発的な景観まちづくりを促進するため、景観に関する情報の提供、知識の普及を行います。また、守ってほしいルールの説明や良好な状態で守られている例の紹介など行います。

3) 伝える

- 体験したもの、感じたことを共有するため、「フォトコンテスト」の継続実施、応募作品を活用した写真集づくりなどを行い、景観の良さの共有化、発信を図り、愛着や誇りを醸成します。
- 市民や事業者の景観づくりに対する意識の高揚と、景観形成の取り組みの促進を目的として、優れた景観の形成に寄与する建築物や市民活動などへの表彰制度を設けることを検討します。
- 地域の景観資源の保全のため、菊池遺産の認定を進めるとともに、登録有形文化財、日本遺産、農業遺産など外部の評価を得るようにします。評価を受けることで「誇り」を育みます。

4) 気づかう

- ごみのポイ捨て防止や所有地の適正管理など、景観を良好に保つために守ってほしいマナーや行動について啓発し、他の人や周囲へ配慮する節度のある意識を育みます。
- とくに、家庭や学校教育などにおいて、景観や環境についての話し合いや学習を通じて、子ども達の公德心、周囲へ気づかう心の養成を図ります。
- 近隣でお互いが不快に思わないよう、また、地域の価値を守るため、個人の敷地や建物などに関する地域のルールづくりを促し、協調的な行為がなされるよう、誘導、支援します。

5) やってみる

- 良好な景観の形成に資する、地域での取り組みを促進します。そのため、花いっぱい運動、清掃、愛護活動などの共同活動の支援や国・県などの制度の紹介、応募の支援を行います。
- 市民が行動を起こし、活動を広めることを支援するために、住民組織づくりや協定の締結を支援します。また、そのための技術的な支援を行います。

6) 関わる

○商店街の空き店舗の活用や、農地の適正な維持管理など、その場所に期待される利用と景観を守り、活気ある地域づくりを行っていくため、建物や土地の所有者、経営者への支援を行います。とくに、空き店舗を活用するチャレンジショップ、農業後継者など、産業振興施策として担い手の育成を図ります。

7) つながる

○市内各地域、各分野での取り組みを菊池市全体の取り組みに広めていくため、シンポジウム、交流・発表会などの開催や情報発信支援を行い、地域間や分野間の連携を促進します。

■取り組みの内容（例）

	ステップ	内容（例）
感じる （見る）	発掘・発見 （共感）	・地域の宝物探しワークショップ ・フットパス（散策）ルートの設定
知る 学ぶ	学習	・ワークショップの開催（参加、発見、体験） ・セミナー・講座、景観まちづくり大学（連続開催による知識等の習得） ・景観に係る講習会、出前講座（一般向け、関心のある人向け） ・学校教育（教材の作成） ・菊池検定など（例：景観、色彩、花や植物・自然の知識）
	発表	・景観大会、シンポジウムなど、イベントの開催 ・同上において、地区の活動実践報告などの実施
伝える	記述、紹介	・説明・解説の作成 ・自然や歴史についての「紙芝居」作成 ・ツアーガイド（語り部）の育成
	共有	・「癒しの里」フォトコンテスト、コンクール → 写真集作成 ・菊池の名所・景観ツアーの実施
	評価 （選定、顕彰）	・菊池遺産としての認定の継続・拡大 ・「菊池景観百選（八十八景）」などの景観スポット選定 ・視点場・眺望点などの選定 ・景観賞、デザイン賞、優良活動賞など、顕彰・表彰制度の創設 ・「日本遺産」、「世界農業遺産」など外部の高い評価制度への立候補・申請
	発信（情報提供） ・機運の醸成	・広報誌への掲載、ガイドブックやパンフレットによる紹介、共有 ・景観の大切さを再認識し、関心を持ってもらうためのイベント（景観写真展やシンポジウム等）の開催
気づかう	啓発、促進	・景観まちづくりシンポジウム（単発・少数回開催） ・ごみのポイ捨て防止などの啓発、マナーキャンペーン ・ガイドブック、ガイドラインの作成、普及 ・地区の活動支援
	ルールづくり	・地区（町内、集落など）における、取り決め（紳士協定）づくり ・景観条例の制定および景観地区や景観形成重点地区の指定
やってみる	行動 （発意）	・一人一人ができることの実践 ・民間建築物（敷地）の緑化・修景、地区の清掃・美化活動などへの参加 ・道路や半公共空間の修景美化
関わる つながる	活動・共同 （発足） ※地域の自主的な活動	・地域における花壇づくり、花植え（花いっぱい運動） ・街並み保全修景の活動 ・ボランティアによる清掃など管理活動 ・アダプトプログラム制度（まち美化促進）、活動団体への助成等支援
	連携・協働 （発展）	・話し合い、ネットワークづくり ・地区景観形成団体、協議会などの組織化、自主ルールの制定

5-2 行政の役割と取り組み

市が行う景観まちづくり多様な施策について、景観まちづくりの観点から実施していきます。

5-2-1 景観施策の総合的な実施

1. 多様な分野にわたる景観形成施策

- 景観法に基づく施策、都市整備以外の分野でも、ほとんどの政策分野が景観に関係します。とくに、良い景観を保っていくためには、その背景・社会の仕組みとして、産業の振興や定住・移住対策などにより、地域の活力の維持、向上を図る対策に力点を置くことが必要です。
- このため、市が行う各政策分野における施策について、景観の視点から検討し、将来像実現に向けた「戦略3」における「他分野との連携による総合的な取り組み」として、第2次菊池市総合計画に基づき、良好な景観形成に関する取り組み、施策を多面的・総合的に実施します。

1) 公共施設

- 道路を美しく保ち、快適に歩けるようにするため、維持管理や道路環境整備などを進めます。
- 庁舎などの公共公益施設が地域のシンボルとして親しまれるよう、施設や敷地の景観に配慮した整備を進めます。

2) 土地利用、都市構造

- 秩序ある土地利用を図るため、他法の地域地区、景観形成地域等の的確な適用と活用を進めます。

3) 環境

- 自然景観の保護やごみのないまちづくりなどの望まれるあり方、取り組みを環境基本計画に位置づけ、環境行政と連携して、環境衛生対策や美しいまちを守るマナーの啓発を進めます。

4) 産業経済

- 景観を維持する役割を果たす、農業や商業などの産業振興および担い手づくりを進めます。

5) 教育文化

- 文化財や菊池遺産は、地域の景観資源です。歴史が感じられ、地域住民の親しめる場、また住民の誇りとなるよう、周辺の整備や利活用を進めます。
- 教育施設の景観整備を行うとともに、学校教育の中で、景観や美しいまちづくりに関する学習を取り入れることなどを検討します。

6) 地域社会の維持・振興

- 景観を維持するのは地域に住む人であるという認識のもと、地域の活力維持を進めます。
- また、景観を損ねている空き家や庭の雑草などの除去や管理の促進、活用促進などの対策を行います。

5-2-2 市民の景観まちづくり活動の支援

○前節に示したように、市民が主役となり、自発的な意識、行動により景観まちづくりを行っていくにあっても、行政の支援や誘導が不可欠です。このため、景観形成に関する啓発や、まちづくりに関する情報発信、知識の普及、学習機会の提供などを図っていきます。

○また、地域において共同してまち並み保全や施設の管理などの景観形成活動を行う団体の組織づくりや、お互いが守るルールづくりなどについて支援を行っていきます。

1. 情報の発信と啓発

1) 景観への配慮意識の啓発

○景観への意識を高めるため、「美しいまちづくり条例」の徹底など、啓発を行います。

2) 景観形成に関する知識の普及

○景観形成住民協定、緑地協定、建築協定、その他景観形成を図る上で活用できる制度で、市民、事業者等が相互に協力して行うことができるものなどについて、普及啓発を行います。

2. 景観形成住民団体・活動への支援

○市民や事業者などの景観まちづくり活動への支援として、組織づくりや景観を守り育てていくための協定などの締結について、次の制度などを設け、促進します。

1) 景観形成住民団体等の認定制度の創設

○景観まちづくりに関して、景観資源や地域の土地・建物、工作物等の保存、保全、育成などの活動を行うことを目的とした市民団体（NPO、地域の任意団体など）や「景観形成に関する協定」を締結する団体などの育成、支援を図ります。このため、一定の審査、評価基準を設け、「景観形成住民団体」として市長が認定する制度を設けます。

2) 景観形成住民協定制度的創設

○地域における住民等がその居住区域等の景観形成について、一定のルールにより守るべき事項等を定めようとする場合、「景観形成に関する協定」を締結し、住民協定として市長が認定する制度を設けます。これにより、当該ルールの内容等の法的な担保を図ります。

3) 景観形成住民団体等への支援

○認定した景観形成住民団体等の活動や景観重要建造物、景観重要樹木に指定した物件の所有者等に対して、市は一定の支援を行うことができますようにします。支援の内容については、技術的支援や費用の助成などを検討します。また、既存の活動助成事業等の活用を促進します。

5-2-3 景観形成行為の誘導

- 景観計画に定める行為の制限などを実効性のあるものとするため、景観審議会の設置など、適正な運用の仕組みの構築を図ります。
- 都市整備課は、法定の景観計画の運用に関わる窓口として、届出行為の審査などを的確に行う体制を整えます。また、必要に応じ熊本県が設置している景観アドバイザー、景観コーディネーターなどの活用を図ります。

1. 景観審議会の設置

- 良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、菊池市景観審議会を設置します。
- 景観審議会は、次の事項などについて市長の諮問に応じて調査、審議を行い、市長に対し意見を述べます。

■景観審議会の審議事項

- ①景観計画（景観まちづくり構想）の策定または変更
- ②景観形成重点地区などの指定
- ③行為の制限の事前届出制度および行為の届出内容（届出を要しない行為、勧告を行う場合）
- ④景観重要建造物・景観重要樹木の指定または解除
- ⑤景観形成住民団体の認定、景観まちづくりに係る表彰
- ⑥その他市の景観施策に関する重要な事項

2. 景観形成行為の審査と表彰

- 施行者、設置者は、あらかじめ市民への公表や周辺住民への説明（計画の概要、完成予想図などの提示）を行うこととします。
- 行政（担当：都市整備課）が届け出を受理し、市担当、景観審議会等で計画内容（設計の概要等）の景観形成基準への適合等を審査します。
- 施行者、設置者は、市民・周辺住民等の意見や地元建築士会（熊本県建築士会菊池支部）景観アドバイザー、地域景観コーディネーター（熊本県）などの意見を踏まえ、修正を行います。
- 景観審議会は、届出のあった景観形成行為のうち、不適合となる案件や景観に著しい影響を与える案件について審査を行います。

5-3 推進体制づくりと早期に取り組むプロジェクト

景観まちづくりは、できることから着実に進めていく必要があります。市民の景観形成への関心や活動の状況、市行政の主要施策や取り組み体制などを踏まえ、とくに早期・重点的に推進すべき施策や取り組みを「プロジェクト」として位置づけ実行します。

ここでは、プロジェクトの実行体制のタイプを分類し、その取り組み例を示します。

5-3-1 プロジェクトの類型と推進体制

1. プロジェクトの類型（タイプ）

○これまでみてきたように、景観まちづくりの取り組みは、市民が関心を持ち周りの人を巻き込みながら具体的な行動に移していくもの、行政の政策課題となっている定住対策や産業振興策等を含む多様な施策における景観形成の観点から取り組むものなど、多様な進め方があります。

○そこで、景観まちづくりの取り組みを「市民主導型」、「政策誘導型」、「菊池独自型」の3つのプロジェクトタイプに分類し、それぞれの進め方について検討します。

2. プロジェクトの推進体制

1) プロジェクトタイプ別の性格と推進体制

○上記の3つのプロジェクトタイプは、対象となる課題の性格、取り組みの発意者など、関係する主体の関わり方から、下表のような推進体制の種類として位置づけることができます。

■プロジェクトタイプの特性と考え方

類型	考え方・趣旨	プロジェクトの実施方法・推進体制
市民主導型	・市民が日頃問題に思っていること、気がついた問題点など、自分達の手で良くしていきたいと考える事案について、市民からの発意や活動提案により、取り組みを実施、展開する。	
政策誘導型	・市が政策として行う「癒しの里」づくり、地方創生に向けた取り組みなど、まちを元気にする取り組みを景観の視点からアプローチし、市民を巻き込みながら実施していく。	
菊池独自型	・菊池遺産の保全活用や着地型観光振興など、地域固有の課題に対し、地域住民と行政が協力して、景観形成の観点を含めて取り組みを進める。	

2) 市民主導型プロジェクトの推進体制

- 市民主導型プロジェクトは、景観形成に関する地域の課題などに市民が関心を持ち、自らまちづくり活動として取り組むことを発意して、実際の行動についても市民が主役となり進めていくことを想定するものです。
- 市民が必要だと考え、自分たちで取り組みたいと思うことや取り組めることを「市民主導型プロジェクト」として取り上げ、市民が主体的にプロジェクトチームを編成するよう促します。
- 景観について関心が高く、実際の行動を始めようとする市民有志を「景観マイスター」として市が認定し、先導的な役割を果たしてもらう仕組みを作ります。
- 活動内容は、「景観マイスター会議」において検討してもらい、自主的に実践に取り組んでもらうこととします。
- 行政は、市民の自発的・主体的な活動を支援するための仕組みを整え、取り組みを多面的に支援し、協働による景観まちづくりを進めます。

3) 政策誘導型プロジェクトの推進体制

- 政策誘導型プロジェクトについては、多様な政策分野において、景観形成の視点からの取り組みを進めていく中で、市が総合的に取り組む必要があるもの、とくに早期・先導的に行う必要があるものなどが対象となります。
- 景観形成の課題への取り組みは、景観の保全や景観阻害の予防のための規制誘導や良好な景観創出のための整備、市民への啓発、市民との協働など、ハード面、ソフト面から多面的に対応していく必要があり、一つひとつの課題に対して、企画、法制、事業実施、広報、地域振興・市民対応などの各担当分野が連携して取り組んでいくことが重要です。
- そのため、具体的な政策課題やプロジェクトごとに、関係する部課の役割、分担を明確にするとともに、横断的に取り組みます。

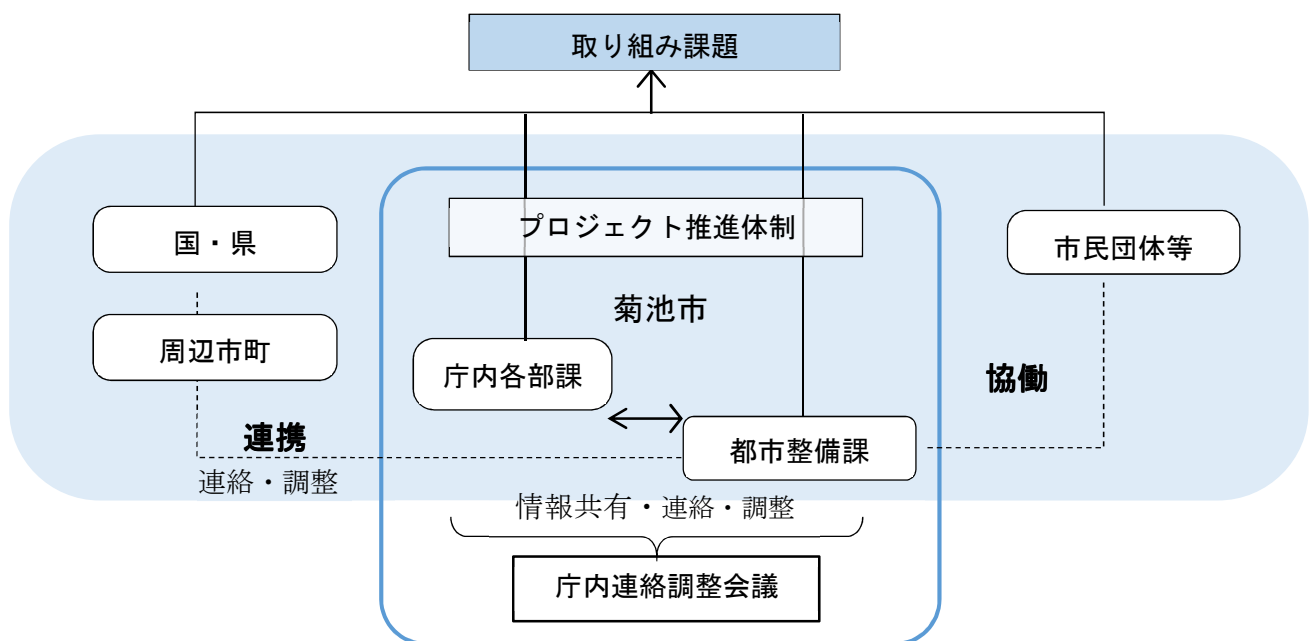
4) 菊池独自型プロジェクトの推進体制

- 菊池独自型プロジェクトは、市民主導型プロジェクトが市民発案で市民が主役になり行い、政策誘導型プロジェクトが行政施策として行政が主体となり行うものであるのに対し、政策として行政が必要な取り組みとして位置づけつつも実際の具体的な活動は地域の住民など市民が主役になり進めていくタイプを想定するものです。
- 具体的には、菊池遺産の保全活用や着地型観光振興の取り組みなどが考えられます。
- そのため、市民と行政が連携・協力して、取り組みを実施していく体制づくりを構築することになります。地域課題ごとのプロジェクトの企画について、住民と行政がアイデアを出し合い計画を作り、整備事業は行政が行い、整備後の管理や活用は住民が行うなどの推進体制が考えられます。

5) 行政の景観まちづくり推進体制

- 景観に関わる各種の取り組みを総合的に推進していくため、庁内連絡調整のための会議等を設置し、情報の共有や調整が必要な事項等についての連絡、協議、相互協力等を図ります。
- 併せて、効果的に施策を推進していくために、国や県、近隣の市町などと連携し、各機関の景観行政担当部署などと情報交換を行い、役割分担を図りながら、先導的な景観形成を推進します。
- 都市整備課は、景観行政主管課として、これらの庁内関係部課、国・県や他市町をはじめ、観光協会、商工会、NPOなど市民団体も含めた協働による景観形成を推進するため、関係する組織・団体との連絡調整や市民等への情報発信、啓発を行います。

■景観関係施策の行政庁内推進体制



5-3-2 早期に取り組むプロジェクトの設定

- 戦略的な方針⁵として掲げた「目に見えるかたちでの実現化」の考えにより、波及効果のある事業、先導的な取り組み、市民による地域の景観改善活動など、早期に取り組む施策・プロジェクトを設定し、重点的な取り組みを進めます。
- また、地域住民の自主的なまちづくり活動の取り組みと連動して、活動区域の景観形成が図られるよう、活動への支援とあわせて、区域における重点的な整備などを行います。

1. 市民主導型プロジェクトの選定

- 「景観まちづくりワークショップ」において、「良い景観」、「悪い景観」の検討をしてもらい、それを踏まえて「取り組みたいこと」について、その内容（具体的な方策のアイデア等）をグループごとに議論してもらいました。
- そこで出されたアイデアなどから、市民が主体的に取り組める活動を選定し、具体的な「プロジェクト」として実施していくことを考えます。
- 市民主導型プロジェクトとして、以下のものなどを候補として考えます。

■早期に取り組む市民主導型プロジェクトの候補

取り組み	内 容
知る	●地域の宝探しまち歩き、フォトコンテストを行う ●自然や歴史などの景観の成り立ちを学ぶ機会をつくる
伝える	●紙芝居などで、子どもたちに歴史を伝える ●情報発信により、菊池の景観ファンを増やす
やってみる	●景観マイスターによる活動を始める ●フットパスの取り組みを行い、交流を広げる

2. 政策誘導型プロジェクトの選定

- 政策誘導型プロジェクトは、現在進めている桜の里プロジェクト、森の中のまちプロジェクト、ホテルの里プロジェクトなどのほか、市庁舎周辺、市民広場、御所通りなどでの整備、公共施設の整備による景観形成に取り組んでいきます。（次ページ表）

■早期に取り組む政策誘導型プロジェクト（例）

取り組み	内 容
○プロジェクト	・森の中のまちづくり（中心市街地内の緑化、休憩スペースの確保等） ・日本一の桜の里づくり ・日本一のホテル王国づくり
○都市整備事業	・市庁舎、生涯学習センターの建設と周辺整備 ・市民広場の再整備 ・居住誘導のために行う道路整備周辺地区の建築物新規立地の適切な誘導
○その他	・公共施設等総合管理計画で位置づけられた公共施設の再編、跡地の有効利用 ・案内看板やサインなどの設置および景観配慮 ・菊池溪谷など観光地の景観整備 ・テクノパーク整備等での景観配慮 ・空き家対策

3. 菊池独自型プロジェクトの選定

○菊池独自型プロジェクトは、景観形成重点地区のルールづくりや保全整備活動、菊池遺産の保全活用として行う遺産周辺の整備、着地型観光振興の取り組みとして行うフットパス、井手ベンチャーなど地域の資源を活かした親しまれる取り組みなどが対象となります。

○地域の課題に応じたプロジェクトであるため、景観に関する課題に対する地域住民などの取り組み意欲や熟度などの状況とともに、行政による整備や支援の必要性、政策的な課題との適合性および実施による効果などを勘案して、早期に取り組むプロジェクトを選定していきます。

○まずは、地元住民からの主体的な発意や提案、プロジェクトの継続意欲など、地域の自主的取り組み姿勢が必要です。

■早期に取り組む菊池独自型プロジェクト（例）

取り組み	内 容
○プロジェクト	・景観形成重点地区のルールづくりおよび保全整備活動 ・菊池遺産の保護および周辺整備、活用 ・着地型観光振興に合わせた、魅力あるおもてなしの空間形成 ・フットパスの設定と、これを活かしたウォーキングイベント開催（地域魅力発見・体感＋健康増進） ・中心市街地のまち並み修景整備

5-3-3 プロジェクトの推進イメージ

1. 市民主導型プロジェクトの推進イメージ

○市民主導型プロジェクトの取り組み例として、「身近な風景自慢フォトコンテスト」を示します。

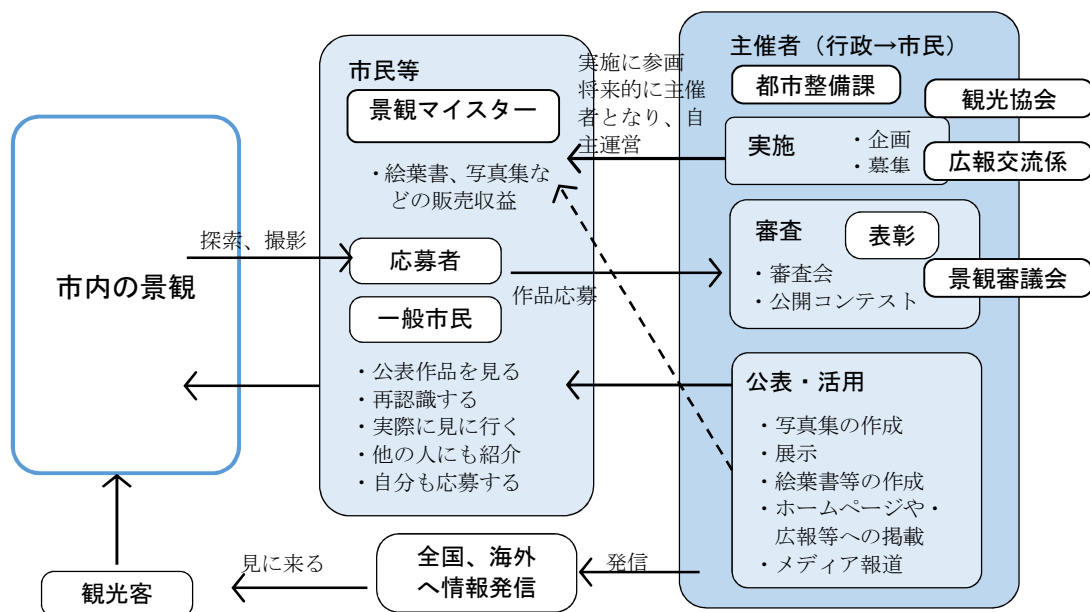
■身近な風景自慢フォトコンテスト

1) プロジェクトのねらいと内容

- 身近な風景自慢を募集することで本市の魅力的な景観を発掘し、展示や紹介により景観まちづくりに活用していきます。
- 多様な媒体を活用し、菊池の景観の良さを発信します。
- 企画・募集について、当初は市が実施し、次第に市民活動団体が主体になり実施する方式への移行を図り、絵葉書、カレンダーの作成販売などコンテンツの活用、使用料収入による運営などを考えます。

2) 推進体制イメージ

○本プロジェクトの関係主体とそれぞれの役割は以下のとおりです。



■身近な風景自慢フォトコンテストの推進イメージ

■実施方法

- ・企画・募集（現在は、景観計画策定の一環として都市整備課で実施）
- ・市民による撮影・応募
- ・「癒しの里動画・写真コンテスト」や菊池観光協会の取り組みなどとの連携・役割分担
- ・審査・選定は、景観審議会や行政が行い、評価の高い応募作を表彰
- ・応募作を展示発表、多様な手段で公開、メディアへも提供し、広く情報発信
- ・写真集の作成、まち中での展示、「きくち今昔ぶらり旅」などへの画像掲載
- ・市発行の情報誌、パンフレットなどで活用、民間でも有償利用可能とする

2. 政策誘導型プロジェクトの推進イメージ

○政策誘導型プロジェクトの取り組み例として、「桜の里づくりプロジェクト」を示します。

■桜の里づくりプロジェクト

1) プロジェクトのねらい・期待される効果

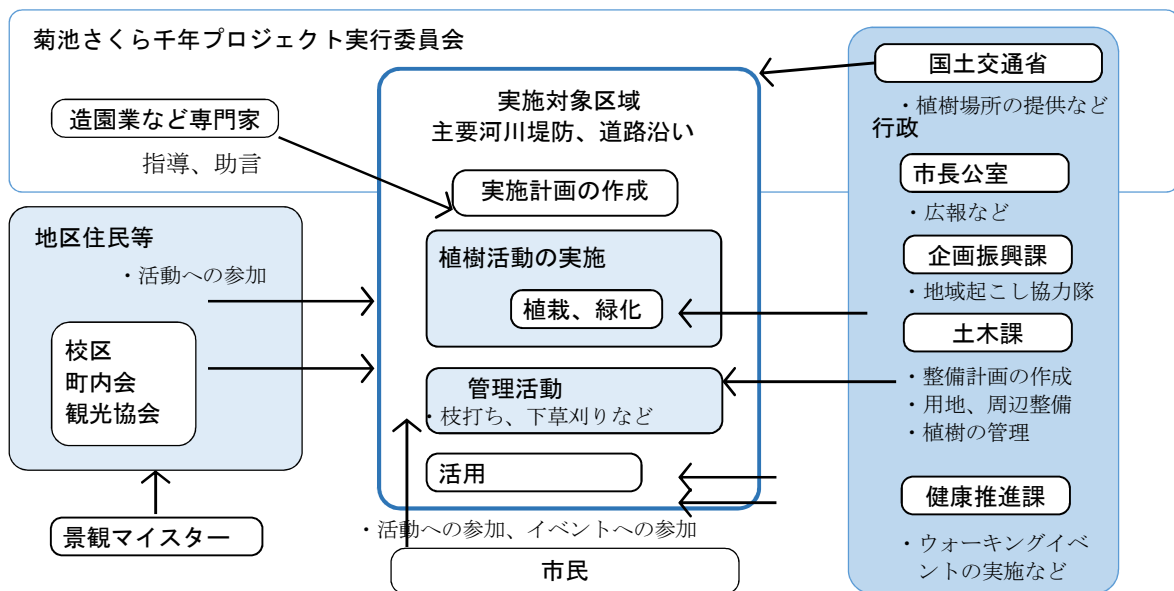
- 市民や観光客の憩いの場所づくりを目的として、植樹を推進する。
- 将来的に桜を増やすため、「菊池さくら千年プロジェクト」として、桜の苗木を主に河川堤防や道路沿いへ植樹し、地域で管理する。

(効果)

- 桜並木や桜の名所となる。菊池川流域の山鹿や玉名とも連携して、最終的には海まで繋がる。桜並木を作り上げる構想」・季節の花が咲くことにより、景観が美しくなる。
- 地域のイメージアップにつながるとともに、桜の名所が増え、桜の里となる
- 樹木や周辺の用地の管理が行われることにより、景観が美しく保たれる。
- 市内他地域の桜、菜の花やコスモスなど他の季節の花の名称を増やし、一体的にPRすることで、花のまち菊池としてのイメージを広める。
- 河川沿いに桜を連続させることで、周辺市町との景観的な一体性ができるとともに、活動面での連帯感の醸成など、広域の地域間のつながりが生まれる。

2) 推進体制イメージ

○本プロジェクトの関係主体とそれぞれの役割は以下のとおりです。



■桜の里づくりプロジェクトの推進イメージ

3. 菊池独自型プロジェクトの推進イメージ

○菊池独自型プロジェクトの取り組み例として、「フットパスの設定と活用」を示します。

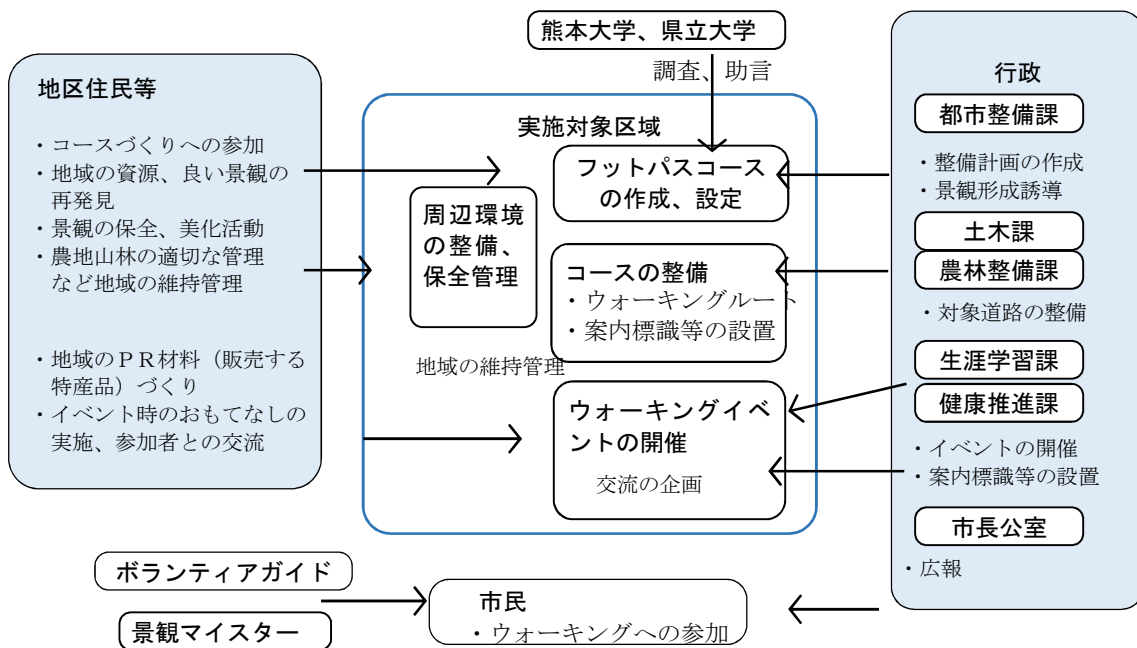
■フットパスの設定・活用プロジェクト

1) プロジェクトのねらい・期待される効果

- フットパスは、外部の人を受け入れ、地域の自然や景観を見てもらい、楽しんでもらう取り組み。
参加者にとっては、自然やこれまで経験していない景観に触れることで発見や観劇する機会になるとともに、歩くことで健康にも役立ちます。
- フットパスコースの設定は、良い景観としての外部評価、関心を誘い、注目してもらうことにつながり、自分たちの地域への愛着や誇りの醸成につながります。また、外部の人を受け入れることは、地域にとっては、人との交流、地域の振興、コミュニティ活性化につながります。
- 地域の景観や資源の再認識、大切に思う意識が育まれる。
- 観光客や農業体験者の増加や体験を通じた都市と農村住民間交流が期待される。

2) 推進体制イメージ

○本プロジェクトの関係主体とそれぞれの役割は以下の通りです。



■フットパス設定・活用プロジェクトの推進イメージ

■実施方法

- ・専門家による発掘・評価・ルート設定
- ・パス周辺の住民や土地所有者への協力依頼
- ・マップなどの公表、紹介
- ・ウォーキングイベントの開催、・菊池観光協会ボランティアガイド
- ・イベント時のおもてなし、交流
- ・ガイド、説明が必要。→ボランティアガイドを募り・育てる。